

島田市人事行政の運営等の状況の概要

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数 (人)			主な増減理由
			令和4年	令和5年	対前年増減	
一般会計	市長部局等		527	523	▲4	病院支援室廃止など
	教育委員会		108	103	▲5	
	小計		635	626	▲9	
特別会計	病院		762	752	▲10	病院建設終了など
	病院以外		79	80	+1	
	小計		841	832	▲9	
合 計			1,476	1,458	▲18	

(2) 採用及び退職の状況 (令和4年度)

部 門		区 分	採用 (人)		離職 (人)					
					退 職			免 職		
			新規	再任用	定年	勸奨	普通	任期満了	分限	懲戒
一般会計	市長部局等		21	4	14	4	10	7	14	1
	教育委員会		3	3	6	0	3	7	1	2
	小計		24	7	20	4	13	14	15	3
特別会計	病院		70	4	11	1	59	2	6	3
	病院以外		4	0	4	0	1	1	3	2
	小計		74	4	15	1	60	3	9	5
合 計			98	11	35	5	73	17	24	8

(3) 障害者の雇用状況 (令和4年度)

①対象職員	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
1,678.5	41.5	2.47	1.5	2.6

(注) 1 島田市が認定地方機関として、島田市教育委員会及び島田市立総合医療センターをまとめて障害者の雇用状況等を通報します。(障害者の雇用の促進に関する法律第42条第1項関係)

2 ①欄の「対象職員数」とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。

・「対象職員数」＝(常時勤務する職員＋短時間勤務職員×0.5)－除外職員等

3 ②欄の「障害者数」は、障害者手帳等を所持している職員のうち障害者雇用率の調査に同意した職員の総数です。

- ・「障害者数」＝「常時勤務する職員のうち障害のある職員A」＋「短時間勤務職員のうち障害のある職員B」
  - ・A＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者数）×2
  - ・B＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）×0.5＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者数＋精神障害者数※）
- ※精神障害者である短時間勤務職員の特定に該当する者
- 4 ③欄の「実雇用率」とは②「障害者数」を①「対象職員数」で除し、100を乗じた数です。（小数点以下第3位を四捨五入）
- 5 ④欄の「不足数」とは、①「対象職員数」に⑤「法定雇用率」を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②「障害者数」を減じた数です。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

- ・平成28年度より職員数の削減による取組を改め、複雑多様化する行政需要への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの推進、職員の年齢構成バランスの是正を念頭に目標数値を定めて取り組んでいる。
- ・より効率的で効果的な職員配置、再任用制度及び会計年度任用職員制度の活用等により、活力ある職員体制の構築を目指し、引き続き適正な定員管理に努める。

2 人事評価の状況（令和4年度）

- ・職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力及び達成した成果を把握する人事評価制度の運用を平成28年4月から開始し、人材育成の促進と組織力の向上を図っている。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
45,158,341	5,715,294	12.6

(2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計当初予算）

（単位：千円）

職員数 （人）A	職員給与費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B	
623	2,439,311	413,908	921,911	3,775,130	6,060

（注1） 職員手当には退職手当を含まない

（注2） 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、再任用短時間職員及び会計年度任用職員を含まない。

（注3） 給与費については、再任用短時間職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況 ( )内の数字は県下の順位

年度	島田市	静岡県	備考
令和4年度	100.5 (12)	102.2	県下21市中
令和3年度	100.3 (13)	102.2	県下21市中
令和2年度	100.4 (14)	102.4	県下21市中
令和元年度	100.0 (14)	102.3	県下21市中

(4) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	309,795円	41.9歳

(注)「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

(5) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		島田市	国
一般行政職	大学卒	202,400円	196,200円
	短大卒	187,300円	—
	高校卒	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	170,900円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	257,200円	310,300円	354,800円	423,400円
	高校卒	234,400円	271,200円	315,200円	359,100円
技能労務職	高校卒	—	—	—	369,500円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	職員数(人)	構成比(%)
8級(部長級)	12	1.6
7級(課長級)	58	7.7
6級(課長補佐級)	52	6.8
5級(係長級)	105	13.8
4級(主査)	172	22.6
3級(主事)	237	31.1
2級(書記)	83	10.9
1級(事務員)	42	5.5

(注) 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

## (8) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年度における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の部分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				

## (9) 期末・勤勉手当（令和4年度）

島田市	国
支給割合	支給割合
期末手当 2.40月分	期末手当 2.40月分
勤勉手当 1.90月分	勤勉手当 1.90月分
計 4.30月分	計 4.30月分

## 【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和4年度における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				

## (11) 退職手当（令和4年度）

支給率	島田市		国	
	自己都合	定年・早期	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
1人あたり平均支給額	3,284,741円	21,706,626円	—	—

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (12) 地域手当（令和5年4月1日）

区分	島田市	藤枝市	焼津市
支給率	0%	3.0%	3.0%

## (13) 特殊勤務手当（令和4年度決算）

区 分	内 容	
手当の種類（手当数）	14	
代表的な手当の名称及び支給額	児童発達支援業務手当	日額 150 円
	保育所保育業務手当	日額 100 円
	ごみ収集等作業手当	日額 550 円
	し尿処理作業手当	日額 650 円
	用地交渉手当	日額 250 円

## (14) 時間外勤務手当

令和4年度	支給実績	125,472 千円
	平均単価	2,438 円
令和3年度	支給実績	135,549 千円
	平均単価	2,603 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (15) その他の主な手当（令和5年度）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 6,500 円 ○扶養親族たる子 10,000 円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 ○父母等 6,500 円	異なる	行政職給料表8級相当職員 配偶者 3,500 円 父母等 3,500 円
住居手当	○持家に居住する場合 ・支給対象者 持家の世帯主及び主たる生計維持者並びに月額15,500	異なる	○持家に居住する場合 支給なし

	<p>円を超える額の住宅資金借入金を償還している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額 4,300円</li> </ul> <p>○借家・借間に居住する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</li> <li>・最高支給限度額 27,300円</li> </ul>		<p>○借家・借間に居住する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者 16,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</li> <li>・最高支給限度額 28,000円</li> </ul>
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月当たり最高支給限度額 55,000円</li> <li>・交通用具使用者 片道2km未満 3,500円※ 片道2km以上4km未満 5,500円 片道4km以上6km未満 6,900円 片道6km以上8km未満 8,200円 片道8km以上10km未満 9,700円 片道10km以上12km未満 11,200円 片道12km以上15km未満 12,900円 片道15km以上19km未満 15,400円 片道19km以上24km未満 18,100円 片道24km以上30km未満 20,800円 片道30km以上 24,100円</li> </ul> <p>※2km未満は所属長が必要を認めた場合のみ</p>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月当たり最高支給限度額 75,000円</li> <li>・交通用具使用者 片道5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円</li> <li>・併用者（交通機関と交通用具）最高支給限度額 55,000円※</li> <li>※新幹線等利用者は20,000円を限度に加算有</li> </ul>
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	異なる	一部国と異なる区分あり

(16) 特別職の報酬等の状況（令和4年度）

区 分		給料月額等
給料	市長	870,000 円
	副市長	712,000 円
議員報酬	議長	435,000 円
	副議長	390,000 円
	議員	370,000 円
期末手当	市長	4.4 月分
	副市長	4.4 月分
	議長	3.3 月分
	副議長	3.3 月分
	議員	3.3 月分
退職手当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	市長	87 万円×在職期間×45/100 1879.2 万円 任期毎
	副市長	71.2 万円×在職期間×30/100 1025.3 万円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和4年度）

区分	一人当たり平均使用日数
市長部局等	10.6 日
教育委員会	8.8 日

(3) 特別休暇等の導入状況（令和5年4月1日現在）

	摘 要
特別休暇等	<p>・ 下記の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>公務上又は通勤による負傷・疾病、負傷・疾病（結核含）、選挙権等公民権の行使、証人等の出頭、骨髄液提供（ドナー）、ボランティア、結婚、産前、産後、授乳等、配偶者の出産、育児参加、子の看護、介護、忌引、父母の祭日、夏季、住居の被災、交通遮断、災害回避、生理、妊婦の通勤緩和、妊婦の保健指導等、妊婦の休息・捕食、妊娠障害、感染症予防</p>

(注) 取得要件、取得日数等は、「勤務時間、休暇等に関する条例」、「勤務時間、

休暇等に関する条例施行規則」及び「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 介護休業の取得者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

区分	取得者数
市長部局等	0
教育委員会	0
医療センター	0

(5) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（令和4年度）（単位：人）

		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
市長部局等	男性	2	2	0
	女性	14	27	1
教育委員会	男性	0	0	0
	女性	0	1	0
医療センター	男性	4	0	0
	女性	28	72	4
合計	男性	6	2	0
	女性	42	100	5

(6) 自己啓発等休業の取得者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

区分	取得者数
市長部局等	0
教育委員会	0
医療センター	0

（注）職員の資質向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加するための休業制度である。

(7) 配偶者同行休業の取得者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

区分	取得者数
市長部局等	0
教育委員会	0
医療センター	0

（注）継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度である。



## 5 分限及び懲戒処分状況

### (1) 分限処分者数（令和4年度）

（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0	0	17	0	0
教育委員会	0	0	1	0	0
医療センター	0	0	6	0	0
合計	0	0	24	0	0

（注）分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

### (2) 懲戒処分者数（令和4年度）

（単位：人）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	3	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0
医療センター	3	0	0	0	0
合計	7	1	0	0	0

（注）懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分を言う。

## 6 サービス状況

### (1) サービス規律遵守及び倫理の保持に関して講じた施策（令和4年度）

区分	取組内容
全職員	<p>綱紀の厳正保持及び職員の厳正なサービス規律を確保するための通知を 発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のモラルに関する通知</li> <li>・参議院議員総選挙における地方公務員のサービス規律の確保について</li> </ul>

### (2) 職務専念義務の免除

	概要
免除の対象となる主な場合	<p>・地方公務員法第35条の職務専念義務は、以下のような場合に免除される。</p> <p>ア 研修を受ける場合（ただし、市が行う研修を除く。）</p> <p>イ 健康診断を受ける場合</p> <p>ウ 職員団体の交渉を行う場合</p>

（注）免除される場合や免除の期間等は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められている。

(3) 兼職・兼業の許可件数（令和4年度）

区分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	9	介護予防教室講師、歴史資料調査
教育委員会	1	大学非常勤講師
合計	10	

（注）上記の許可は、地方公務員法第38条第1項及び教育公務員特例法第17条第1項に基づくものである。

7 退職管理の状況

- ・島田市職員の退職管理に関する条例及び島田市職員の退職管理に関する規則に基づき、再就職者による現役職員への働きかけの規制や、再就職状況の届出の義務付け等を行い、再就職に関する公正性及び透明性を確保している。

8 研修の状況

職員研修の概要等

- ・「島田市人材育成基本方針」及び「職員研修計画」に基づき、既成概念にとらわれない柔軟な発想を持った職員や稼ぐまちを具現化するためのノウハウと人脈を持った職員を育成する研修に重点を置きつつ、時代を問わず普遍的に必要な基礎的能力を高めるため、各種研修を実施した。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（医療センター除く）（令和4年度）（単位：人、%）

区分	対象者	受診者	受診率
健康診断	717	117	16.3
人間ドック	—	565	78.8

(2) 公務災害等の認定状況（令和4年度）（単位：件数）

区分		市長部局等	教育委員会	医療センター	計
認定	公務災害	2	1	11	14
	通勤災害	2	0	2	4
	計	4	1	13	18

10 公平委員会の業務の状況（令和4年度）

業務の種類	件数
不利益処分に関する審査請求	0件
勤務条件に関する措置の要求	0件